

◆午前10時2分開議

▼○議長（田中八洲男）▽ おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

日程第1、「諸般の報告」をいたします。

監査委員から、令和4年11月分に係る例月現金出納検査結果報告がありました。お手元に配付し、議会に対する報告といたします。

日程第2、「県政一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑」を行います。

各会派の代表質問を行います。

質問の通告がありますので、議長が指名して順次発言を許します。

自由民主党島根県議会議員連盟中村議員。

〔中村芳信議員登壇、拍手〕

▼○中村芳信議員▽ 自由民主党議員連盟の中村芳信です。会派を代表して質問を行います。知事をはじめ執行部には明快な答弁をよろしく願いいたします。

まず、国の経済財政運営についてであります。

先年、2014年のことになりましたが、OECD、経済協力開発機構は、世界の貧富の差を問題視する報告書を相次いで出しました。最初の報告では、世界の富裕層と貧困層の格差は、グローバル化が進み始めた1980年代以降急速に拡大し、2000年にはいまだ産業革命の途上にあつた1820年代と同じ水準にまで悪化。こうした変化は過去200年で最も憂慮すべき事柄の一つだと警告をしています。

また、続く報告では、日本を含む大半のOECD諸国では過去30年で富裕層と貧困層の格差が最大になった。現在、OECD諸国では人口の上位10%の富裕層の所得が下位10%の貧困層の所得の9.5倍に達している。これに対し、1980年代には7倍であった。同時に、所得配分の格差を測るジニ係数も、この間0.29から0.32へと3ポイント上昇したとしています。ちなみに2019年時点でのジニ係数は、南アフリカの0.62をトップに、続いてブラジル、コスタリカの0.48、アメリカは0.40の8番目、日本は0.33の15番目となっており、先進国、途上国を問わず世界中に格差が生まれている状況であります。そして、格差の拡大は各国の経済成長を損ない、日本でも5.6%も成長率が押し下げられ、富裕層はより豊かになったのに貧しい人は貧しいままで、経済全体の活力がそがれているとしています。

折しも当時、資本主義と格差の問題を論じ、カール・マルクスをしのぐ経済学者とも称され、世界的ベストセラーとなった「21世紀の資本」を著したフランスの経済学者トマ・ピケティは、資本の収益率がほとんどの時代にも経済成長率を上回っており、土地や株式や金融などの資産によって得られる富のほうが労働によって得られる富よりも早く蓄積されやすいため、資産金額で見たときに上位1%や10%といった位置にいる人のほうがより裕福になりやすく、結果として格差は拡大しやすいと述べています。こうした議論を見ると、格差の拡大はもとも資本主義が持つ宿命のように感じます。

知事、格差の拡大は社会的公正を損ない、ひいては民主主義を揺るがしかねないと考えますが、我が国の現状を踏まえ、この格差という問題をどのように捉え、認識しておられますか、まず伺います。

次に、知事、こうした状況を踏まえ、今この国の経済は分配が先に必要だと思いますか、それとも成長が先だと思いますか。昨年2月定例会の代表質問に続き再度質問いたします。

第100代内閣総理大臣に選出された岸田首相が、自民党総裁選から総選挙に向け、それまでの自民党の新自由主義路線を転換し、小泉内閣以来の構造改革路線から決別、代わりに政権のコンセプトとして掲げたのが新しい資本主義でした。そして、新しい資本主義とは成長と分配の好循環をつくり出すことだというのが岸田首相の言明でした。

思えば平成の30年余りのうち、バブル経済崩壊を受けて始まった自民党橋本内閣の財政構造改革、経済構造改革、金融システム改革など6つの改革から始まり、とりわけ小泉内閣以来の新自由主義路線による歴代内閣の政権運営は、日本を世界的にもまれに見るデフレと低成長の国に陥れてしまいました。この間は失われた30年と言われていています。知事にはどのように映っていますか、改めてお聞かせください。

これまでも経済成長と分配に関しては様々なことが言われてきました。岸田首相は当初、分配なくして成長なしと強調していました。この分配と成長のうち、分配をより重視、先行させる姿勢は、これまでの自民党の政策の路線を大きく転換をするものです。しかし、この岸田首相の私から言わせれば画期的な経済政策の考え方については、成長を軽視するものとして否定的な受け止め方をされ、党内緊縮財

政派や財務省、マスコミをはじめとする批判に押され、分配なくして成長なしから成長なくして分配なしへと真逆の方向へとトーンダウンするのではないかと心配しましたが、現在まさにそうなっていると感じているところです。

成長なくして分配なしという考え方に立つ場合、経済政策はこれまでどおり成長戦略を優先させるものとなります。ちなみにこの場合の成長戦略とは、アベノミクスの第3の矢のような専ら生産性の向上に資する供給サイドの政策を指すことになります。しかし、今需要不足のデフレ不況に陥っているこの国でこれ以上供給を増やしてどうするのでしょうか。

知事、分配が先かと成長が先かのいずれの説が今私たちの国に求められているのでしょうか。一見すると、経済が成長しなければ分配もないわけで、成長なくして分配なしの説が正しいように思えます。成長の果実を分配するのであるから、まずは成長戦略が優先されるべきだというわけです。しかし、デフレ経済下のこの国にあって、何よりも個人消費の拡大が経済成長を促すのであり、一般に低所得者のほうが高所得者よりも消費性向が高い。すなわち所得に占める消費の割合が高く、それだけに昨今の原油、物価高騰のいわゆるコストプッシュ型インフレは低所得者に大変苛酷なものとなっていますが、反対に高所得者のほうは所得の増えた分を消費よりも貯蓄に回す可能性が高い。そのため、一部の富裕層のみが社会全体の所得を独占しているような格差社会では消費需要は相対的に小さくなると言われています。

また、さきのOECDの報告においても、格差が成長に及ぼす影響にとって最大の要因は、下位、中間所得層以下の低所得世帯とそれ以外の所得層間の格差である。悪影響は最下位10%の所得層ばかりでなく、所得分布の下位40%までの全ての所得層までに及ぶことから、政策は貧困の問題に取り組むだけでなく、より広義に低所得の問題に取り組む必要がある。そして、格差は正への最も直接的な政策ツールは、税と給付による再分配である。再分配そのものは経済成長を押し下げるものではなく、適切な政策設計の下で実施される限り、租税政策や移転政策による格差への取組は成長を阻害しないとしています。

したがって、所得をより低所得層へと分配すると

消費需要がより拡大をし、消費需要の拡大は言うまでもなく成長をもたらすとする主張が説得力を持っており、やはり分配が先と考えますが、知事には改めてどう考えられますか、お聞かせをください。

次に、一昨年6月、経済産業省は、「経済産業政策の新機軸～新たな産業政策への挑戦～」と題した、これから我が国が目指すべき経済社会のビジョンやビジョン実現に向けた政策の基本的な考え方、対応の方向性について取りまとめました。

今コロナ禍で世界は大きく変わっています。一昨年、米国はバイデン政権下、コロナ対策としての米国救済計画で1兆9,000億ドル、207兆円の支出を決定をし、さらに物理的なインフラ、研究開発などへの投資に2兆2,000億ドル、240兆円、人的インフラへの投資に1兆8,000億ドル、196兆円の追加的な財政出動を行いました。また、EUも、単一通貨ユーロの信認を守るため導入していた加盟各国にGDP比で財政赤字を3%以内に抑えることや公的債務を60%以内に抑える財政規律をコロナ禍では凍結をし、景気の下支えを目的として各国の財政出動を後押ししてきたところです。また、20年7月にはEU復興パッケージとして1兆8,000億ユーロ、239兆円の予算も計上しています。

これまでさんざん欧米を憧れの対象として追従しては模倣してきた我が国ですが、相変わらず緊縮、緊縮とやってこの件についてはガラパゴス化を貫いている姿にあきれ果て、米国の財政政策を羨望のまなざしで見ている私ですが、経済産業省のこの提案を大いに歓迎をしたところです。

その言わんとするところは、今主要先進国を筆頭に世界は変化しつつある。日本のように低インフレ、低金利の環境下においては、たとえ財政赤字であろうと積極的に財政出動をして需要不足を回復し、マイルドなインフレ、高圧経済を実現する。それによって民間投資を促し、長期の成長を実現していくべきだ。しかし、そんなことをしたら財源が必要となり、増税しなくてはならないと言われるのが常であります。だが、そもそも税の機能というのは、財源としてはなく格差の是正などのために用いるべきものだ。資本主義の社会において、経済活動が続けば自然と格差は拡大していく。それは仕方のないことで、そのため所得税の累進課税制度のように資産家から多く税を取り、富の再分配に向けることだというようなものです。

この新機軸において世界水準の新しい財政政策が提案されており、これまで構造改革、規制緩和、グローバルイノベーション、自己責任、自由競争と唱えてきた経済産業省であり、緊縮財政に基づいた政策を取り続けてきた日本においてパラダイムシフトが起きるきっかけになるのではないかと。緊縮思考に凝り固まった財務省をはじめとする政策決定機関に経済産業省がこのような提案を投げかけた事実は、コロナ禍における数少ない希望の光であったのではないかと思うところです。

知事には、この経済産業政策の新機軸にどのような所感を持たれますか、お聞かせをください。

次に、近年、スペンディグファースト、最初に支出する、支出が先だということが盛んに言われています。我々は一般的に政府の財政支出について、まず政府が徴税をし、その租税の収入の中から支出が行われると考えています。しかし、これは、行政のオペレーション上、不可能で、あり得ないことです。なぜなら新年度、2023年度の政府予算の支出はこの4月から始まりますが、その税収は来年3月の確定申告を経て決まるものです。スペンディングファーストとは、租税が取れていないのに予算は執行されている、つまり支出が先に行われていることを指したものです。

具体的に政府の予算執行のオペレーションを見てみると、政府が国債、この場合は国庫短期証券を発行して日銀からお金を借りて予算を執行するというルーティーンが毎年行われているということになります。そうすることで行政サービスに支出したり、公共事業や社会保障など、国民にお金を回して国民経済にお金が流通して、企業などがそのお金を元に公共事業やら商業活動やらサービス提供を行いお金を使ってもらって、その売上げから税率により納税することになっています。つまり税金は、政府の支出の後に徴収されます。そして、我々が税金を支払うとその分銀行の負債、我々の資産である銀行預金が消滅をし、負債が減った銀行がその金額分、日銀当座預金を政府に渡し、政府が国債と相殺して貨幣を消してしまうこととなります。納税とは、社会全体の貨幣、マネーストックを消滅させるオペレーションです。ということで、政府は税金を集めなくても日銀にお金を借りることで予算を組めるのなら、納税は必要ないということになります。

しかし、それでも徴税するのは、税金が持つ経済

を調整する機能、ビルトインスタビライザー、格差を拡大させないためなどの各種の政策目的、そして我が国の通貨が円であることの正当性を保つためだということです。つまりこのスペンディグファーストの考え方の中では、徴税は経済産業政策の新機軸の言うところのミッション志向、景気抑制、格差抑制、通貨の妥当性のためのものであって、財源捻出のためではないということになるようです。

この税は財源たり得るかの議論は商品貨幣論、信用貨幣論といった貨幣というものについての考え方の違いによっても分かれるところですが、その議論は別の機会に譲るとして、知事、このスペンディングファーストは理論ではなく事実をそのまま表現したものです。どう思われますか。また、租税は財源ではないとも言えますが、どうお考えになられますか、所見をお聞かせください。

さて、昨年10月に示された県の財政見通しによると、今後も一般財源ベースで20億円前後の財源不足が続きます。財政健全化に取り組む一方で、コロナ対応やウクライナ情勢などによる物価高騰対策も終わりが見えず、島根創生を推進するための予算編成は困難な作業であったと思います。

先般、我々自由民主党議員連盟は、県政全般にわたり、県の来年度当初予算に関する要望をさせていただいたところです。12分野69項目にわたる要望でしたが、その多くを予算案に盛り込んでいただき、評価をしているところです。

そこで、令和5年度当初予算及び令和4年度2月補正予算の編成にはどのような方針で臨み、予算の案の特徴と重点は何なのか、伺います。

次に、令和2年の第1波より第8波に至るまで感染の波を繰り返している新型コロナウイルス感染症について伺います。

改めまして県民の皆様、事業者、医療等関係者、行政の御尽力に敬意を表します。

コロナ禍の約3年間、私たちは元どおりの生活に戻ることを期待しながら生活様式の変更を受け入れてきました。しかし、いつかは収束するにしても、コロナ禍がすぐに終わるとはないと見込まれています。ウイズコロナに向けた社会経済活動との両立を図りながら、引き続き県民一人一人が感染を防ぐための対策を取り、コロナ禍で浮き彫りとなった課題について社会全体で対応していく必要があると考えます。

また、政府は先月、新型コロナウイルスの感染症法上の分類を5類に引き下げることとし、5月8日から実施することにいたしました。新型コロナは現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象として、政府や都道府県のコロナ対策本部の設置、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の根拠となっています。新型コロナの感染力は依然として強く、今後も流行を繰り返し医療を逼迫させる可能性がある中、5類となれば対象でなくなり、大いに懸念されます。

こうした状況も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の本県における現状と5類移行に対する認識等の今後の課題認識について伺います。

さて、本県の人口が最多であったのは昭和30年の92万9,066人。そして、昨年12月の推計人口は65万6,793人。27万2,273人も恐るべき減少です。

また、昨年2月定例会で示された令和2年国勢調査結果に基づく中山間地域の区域指定における人口・面積によりますと、本県において中山間地域の占める割合は面積で92.9%、6,232平方キロ、人口で54.7%、36万7,324人。これは反対から言うと県土のたった7%に人口の半分近くが住んでいるということで、首都圏への一極集中をも上回る非常にいびつな人口分布構造になっているということも分かりました。

そして、極めつけは、6月の中山間地域離島特別委員会で示された県下251公民館エリアの男女別、年齢別人口構成のグラフ、人口ピラミッドでした。想像はしていましたが、特に過疎地域における若年層の少なさの現実に、これで本当に持続可能な中山間地域づくりができるのかと考えるどころか、その前に思考停止に陥ってしまったというのが正直なところでした。

島根県の中山間地域対策はこれまで以上に厳しくさらに困難な局面を迎えていると考えます。この点、執行部の認識を伺います。

しかし、それでも私たちは、人が地域から見る見るうちに少なくなっていくという現実をしっかり受け止め、持続可能な中山間地域の地域づくりという大きな課題の解決に向けしっかり進まなければなりません。

これまで本県の中山間地域対策は、平成11年の議員提案による島根県中山間地域活性化基本条例の制定を皮切りに、いわゆる集落100万円事業を経て、

中山間地域元気な集落づくり事業や中山間地域リーディング事業などを展開した第1期中山間地域活性化計画に始まり、今日まで5期にわたって行われてきました。特に平成28年度からの第4期計画では、第3期計画の取組成果を全県で展開をし、公民館エリアを基本単位として、住民同士の話し合いを通じて地域運営の仕組みづくりに取り組む小さな拠点づくりを推進。当時の公民館エリアのうち半数以上のエリアで取組が開始されるなど、一定の成果が得られたところでした。

ところで、県は第4期計画において小さな拠点づくりの定義を、中山間地域において地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持、買物など日常生活に必要な機能、サービスの確保が困難になっている中で、公民館エリアを基本とし、住民主体の議論を通じて地域運営、生活機能、生活交通、地域産業の仕組みづくりに取り組んでいくこととしていました。

その上で現行第5期計画においては、公民館エリアを基本単位として小さな拠点づくりを推進していくとしながらも、人口規模が小さくなるに従って日常生活に必要な機能やサービスの維持、確保が厳しい状況にあることから、今後は生活機能の確保が急務な公民館エリアにおける課題解決に向けた活動への着手と活動の内容や範囲の拡大の取組に対して重点的に支援していく必要があるとして、新たに複数公民館エリアも基本単位とし、生活交通を含む生活機能の確保に重点を置いた小さな拠点づくりに努めることとしています。

確かに第4期以降におけるこうした小さな拠点づくりの取組により、ソフト対策の住民主体の生活機能や生活交通の確保を通じて、地域コミュニティやいわゆる地域力の醸成は一定程度図られてきたといえ、評価しなければなりません。しかしながら、肝腎のハード整備を伴う準公的な生活機能の確保ですが、これは住民主体による取組といったことだけでは難しいところがあります。

加えて、本県が目指す公民館エリアを基本とした小さな拠点づくりですが、この公民館エリアの251地区はおおむね昭和の合併当時の市町村の区域であると考えられます。問題は、ハード対策、基盤整備対策の視点から見たとき、その251エリア内に県が想定する日常生活に必要な機能、サービスが集積する基幹集落たり得る役割を果たし得る集落がどのく

らいあるのか。決して多くはないであろうと想像できます。先年の執行部の小さな拠点づくりに向けた実態調査からもそのことが示されています。かといって公民館単位の中心集落などに日常生活に必要な機能、サービスを集積化、集約化することも、これもまた実際には困難で、現実的ではありません。

そうした中、第5期島根県中山間地域活性化計画の中間年に当たる今年度、執行部においては、これからはこれまでの住民主体の取組に加えて、行政がより関与しながら、平成の合併前の旧市町村を基本単位として、そこにおける医療、介護、買物、燃料、金融等の生活機能を維持、確保し、周辺地域もこの機能をうまく利用する対策を実施。県は、市町村の方針を踏まえ協力、連携して、旧市町村単位の医療、介護、買物、燃料、金融等の生活機能の維持、確保に取り組む方向性が示されました。

誠に困難な課題でもありますが、大きな施策の転換です。評価をしたいと思いますが、その意図するところをお聞かせください。

次に、ソフト対策における生活機能や生活交通の確保を通じて地域コミュニティやいわゆる地域力の醸成を図ってきた小さな拠点づくりは、公民館単位で住民の合意に基づく地域課題解決のための実践活動の取組で、今後も必要であり、単独、複数エリアの取組も継続していくこととのことで、これまでの実績を踏まえれば理解できると思います。

しかしながら、冒頭述べましたように、人口減少の波はこの公民館単位の地域にも押し寄せてきているという現実をしっかりと受け止めなければなりません。そして、公民館単位においても小さな拠点づくりの担い手は減少することを覚悟しなければなりません。そうしたことから、これまでの進め方を見直す必要があるのではないかと感じているところです。

今後、本県の中山間地域における地域運営は、その基盤である生活機能の確保が旧市町村単位に進められる方向となったことも踏まえ、地域運営の仕組みづくりも公民館単位にとらわれることなく、旧市町村単位や現市町村単位での取組も、そうしたものがあれば県としてしっかりと支援していくことを考えてもいいのではないかと思います。いかがお考えか、部長に伺います。

また、この持続可能な地域づくりを推進するに当たって、その担い手となる地域運営組織の育成も重

要です。現在、地域運営組織の活動経費は交付金や補助金が大きな財源となっており、総じて財政基盤が脆弱です。この点について執行部はどのように考えているのか、伺います。

さて、昨年12月、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、2023年度を初年度とする5か年のデジタル田園都市国家構想総合戦略が閣議決定をされました。テレワークの普及などで2027年度に東京圏と地方との転出入の均衡を図り、年間1万人の東京圏から地方への移住を進める。地方での起業を27年度に約1000件にするための支援事業を実施。地方に若い世代を呼び込むためのデータを活用した少子化対策に取り組む自治体数を300にするなどとしています。

確かに国の地方創生の第一の関心事は東京一極集中の是正でした。しかし、当初目指していた2020年での東京圏への転出入の均衡は達成されず、24年度に延期されたものの、今年の東京圏は転入者が転出者を8万4,000人上回ったということです。そして、それは26年間連続して続いています。

本来、東京一極集中や地方の疲弊の問題は、戦後、とりわけ最低でも高度経済成長以来長年にわたって形成されてきたこの国の経済、社会の構造の問題から発するもので、果たして人、もの、仕事も東京をはじめとした大都市から地方に来るのか。もしそれを本当に実現させようとするれば、今となってはこの国に深く浸透し切ってしまった市場経済のメカニズムやグローバル経済に強く変更を迫るほどの大胆な国土構造の変革が目指されなければならないように思います。しかしながら、こうした問題に、今回の戦略を見る限り、それに耐え得るような方針や政策は見当たりません。

ともあれこのたびの総合戦略は、地域においてはそれぞれが抱える社会課題について、地方公共団体を中心として自らの地域ビジョンを描き、デジタル技術を活用しつつ地方に仕事をつくる、人の流れをつくる、結婚、出産、子育ての希望をかなえる、魅力的な地域をつくるという4つの取組を進めていくことが求められる。このため、都道府県は総合戦略を勘案し、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂するよう努めるとしています。今さらという感じもします。

このたびのデジタル田園都市国家構想総合戦略に

ついて、デジタル化は決して目的ではなくツールであると理解をしていますが、本県が目指している島根創生の観点からこれをどう評価し、島根創生計画に取り込んでいかれるお考えか、お聞かせをください。

最後に、私の住む津和野町のある商工業者の方の切実な声です。その方はたは言とは言っていました。我々は特に昭和30年代から始まった高度成長の時代から、国策も含め時代の流れとはいえ、都会に人ともとの金を注ぎ続けてきた。その結果が今の我々の過疎地域、山間地域のさんざんたる現状だ。もうこれ以上人もものも金も都会に出したくない。それどころか反対に、国の責任で田舎に住む人間にはそこで生きていけるだけの最低限の基本所得の保障をすべきではないかと私に迫りました。彼の言うとおりで。

過疎地域で起こっている事態は本当に深刻です。中山間地域、とりわけ過疎地域に住む人々に対する基本所得の保障。その実現への道は厳しいところですが、声を上げていかなければならないと思います。知事の所見を伺います。

次に、昨年4月、島根原子力発電所対策特別委員会において、委員会として結論を出すことに反対の意見として、島根原発2号機の再稼働についての判断は設計及び工事計画認可や保安規定変更認可の審査が終了してからでよいではないかという意見が出されました。これに対し、設計及び工事計画認可や保安規定変更認可のための審査の内容は、島根原子力発電所2号機の原子炉設置変更許可の審査で決まった基本的な設計方針に基づいて、言わば必然的に決まるもの。加えて原子力規制庁は、原子炉設置変更許可の審査の過程で、基本的な設計方針に加えて詳細設計の部分にも踏み込んで確認をしている。要するに残された島根2号機の設計及び工事計画や保安規定変更は、原子力規制庁がまず原子炉設置変更許可、すなわち設置変更を可することを許した後、後にそれに基づいて各審査項目を適切であると認可する、つまり適切であるとして可であると認めるもので、言わば手続論であり、許可する類のものではない。今回、国が島根県に要請しているのは、島根2号機について、世界一厳しい審査基準の下、7年半もかけ原子力規制庁が設置変更を許可したので再稼働について理解してくれというもので、設計及び工事計画や保安規定変更審査における認可を踏まえた

上で理解をしてくれと要請してきているのではない。また、設計及び工事計画の認可や保安規定変更のための認可の審査は、それぞれの過程で審査項目に問題があるとすれば、また問題があれば原子力規制庁や国は原子力発電所を動かすことはできないし、動かせないことになっている。以上のような判断から、特別委員会は賛成多数により2号機の再稼働を了としました。

あれから10か月が経過しました。この間、何度か補正書の提出がなされているようです。昨年末の23日にも2023年2月としていた安全対策工事の完了を23年11月とする追加書類を原子力規制委員会に提出しました。しかし、その都度出されるマスコミの報道は、何か間違いを規制庁から指摘され、中国電力がそれを訂正しているような論調のものが多いように感じているところで、違和感を覚えることもあります。

特別委員会として審査に当たっては厳格、厳正を期すことを求めている、知事も要所要所で国に対して同様の要請をしておられるところで、そのことはそれを望むものでありますが、現時点での島根2号機の審査の状況はどうなっているのか、お聞かせをください。

また、併せて3号機について、中国電力は平成30年8月、設置変更許可申請を行っています。2号機の審査がどうしても優先され、審査の遅れが心配されますが、そちらのほうの進捗状況もお知らせをください。

次に、昨年10月、県は2023年度から5年間の財政見通しを明らかにしました。23年度以降は毎年19億円から23億円程度の収支不足が生じ、当初予算編成過程で事業を見直して帳尻を合わせていく状況が続くということです。今回の見通しでは、歳入において国から措置される新型コロナウイルス感染対策や原油価格・物価高騰の経費が省かれたほか、島根原発を持つ中国電力から徴収する核燃料税も2号機の再稼働時期が見通せないということから盛り込まれていないということです。見込みのないものを当てるわけにいかない以上、当然の措置ですが、2号機及び近い将来の3号機に係る核燃料税やその他の交付金について、それらがどの程度のものになるのか、伺います。

次に、これも先般、政府は、原発政策において大きな方向転換となるGX、グリーントランスフォー

メーション実現に向けた基本方針を取りまとめ、原子力発電をめぐる2つの政策転換を打ち出しました。1つは原発の新規建設で、将来にわたって原子力を活用するため、まずは廃炉を決めた原発の建て替えを具体化するため、政府が次世代革新炉と呼ぶ改良型原発の導入を想定しています。2つは原発の運転期間の延長で、現行、原発事故の教訓を基に原則40年、最長20年延長できると定めたルールは維持しつつも、再稼働に必要な審査などで停止した期間を運転期間から除くとしたことです。

二酸化炭素の排出など環境適合性の問題も考えればもとよりですが、ロシアのウクライナ侵攻で顕在化したもともと我が国が抱えるエネルギーの安全保障の問題のことを考えると、このたびの国の方針転換は、解決すべき課題はありますが、理解できるものと考えます。知事はどのように捉えておられますか、伺います。

さて、4年前、私たち自由民主党議員連盟は、次の島根県知事は地方のこと、島根のことを理解し、島根から発信できる人物を私たち島根の県議会議員の責任においてつくりたいと考えました。丸山知事には、この4年間そのことをしっかり受け止め、中央から派遣された知事ではなく、ただただ島根県の知事として県政運営に当たってこられたと受け止めています。それがゆえ、また島根が第一であるがゆえに国と地方との感覚のずれもあって、時に国に対して苦言を呈する発言もあり、県選出国会議員の皆さんも戸惑ったこともあったようです。しかし、島根のため、この4年間よく健闘されたと思っております。

我々自由民主党議員連盟では昨年の11月議会において五百川会長が既にただしたところですが、改めてこの4年間をどう総括され、また次期島根県政に向けてどのような所信をお持ちか、最後にお聞かせをください。

以上で会派を代表しての質問を終わります。(拍手)

▼○議長(田中八洲男)▽ 丸山知事。

[丸山知事登壇]

▼○知事(丸山達也)▽ 中村議員の代表質問にお答えをいたします。

最初の御質問は、我が国の現状を踏まえて、格差という問題をどう捉え認識しているかについてであります。

厚生労働省の所得再分配調査によりますと、世帯の所得格差の指標として用いられる再分配後のジニ係数は1990年代半ばから拡大傾向となりまして、2005年にピークを迎えた後おおむね横ばいとなっている状況でございます。

また、国民生活基礎調査によりますと、データの中央値、真ん中の値ですね、中央値の半分未満の所得しか得られていない世帯、その比率、相対的貧困比率につきましては、1990年代から上昇した後、2012年をピークにほぼ横ばいとなっている状況でございます。

社会において経済的な格差や生まれた家庭の違いによるその格差が大きくなることは好ましいことではなく、多くの人から見て社会的な公平性が保たれている社会を形成していくことは政治に課せられた大きな役割であるというふうに認識をいたしております。

近年、親の所得格差が子どもの教育、結果的に学歴格差をもたらし、若者の雇用や所得の格差につながり、その固定化が進む可能性が指摘をされているところであります。親の所得格差が子どもの教育格差につながる状況は、生まれた家庭によってその子どもさんの人生選択の幅が限定される、つまり機会の平等が保障されない社会が現実のものになりかねないという厳しい状況でございます。そして、そういった社会というのは、競走に向かう意欲が阻害され、そして意欲があってもそれが阻害されるということでもありますので、結果的に健全で公正な競争が行われなくなる。競争が建前上ありますけれども、一部の人だけの競走に終わってしまうという戦前のような状況になりかねないわけでありまして、社会全体の活力を低下させるなど、国の成長に悪影響を及ぼすものと認識をいたしております。

こうした格差の固定化を回避するためにどのような手法で是正していくべきかにつきましては、国政の場において十分に議論していただき、実行していただく必要があると考えております。

次に、この30年間の日本経済についてどのように受け止めているのか、お答えをいたします。

平成以降の30年余りを振り返りますと、バブル崩壊後、アジア通貨危機、ITバブルの崩壊、リーマン・ショックなどの海外発の経済危機にも見舞われまして、経済の落ち込みと回復を繰り返す中で約20年間は停滞した状況が続きました。平成24年末頃か

ら新型コロナ発生までの間は長期にわたり緩やかな回復傾向が続きましたが、デフレからの本格的な脱却には至らず、他の先進国と比較しても低水準の成長にとどまっている現状でございます。

その背景といたしましては、国内企業の生産拠点が海外に移転するといった状況が進展したこと、経済のグローバル化が進み、新興国が台頭し、そこでの競走が激化してきたこと、情報化が進展する中でいわゆるG A F Aと言われるようなグローバルなプラットフォームとして世界市場を席卷する企業が残念ながら国内には育たなかったことなど、日本産業の変革の遅れなどがあると言われております。この間、少子高齢化も進展しまして、平成20年をピークに日本総人口は減少に転じました。企業業績の低迷が続く中で固定費である人件費が抑制され、非正規雇用が拡大し、実質賃金の伸びは低調な状況が続いておる状況にあります。また、東京一極集中が進み、都市、地方の格差が拡大するなど、多くの課題に直面している状況にあるというふうに受け止めておるところであります。

次に、成長と分配の問題についてであります。いずれが先かということについてであります。

この2つの分配と成長いずれか一方に立脚することは難しいのではないかと。つまり2つのいずれかではなく、この成長と分配の両面から対策を進めて好循環をつくる必要があるというふうに考えております。分配による消費需要の拡大が成長につながるという点は、議員御指摘のとおりであります。一方で、これまで言われているとおり、分配をするためには成長が必要であるということも、これも事実であろうというふうに思います。

これまでの成長戦略は、大企業を中心とした企業業績の回復を通じて中小企業や大企業が集積していない大都市部以外の地方にも波及させ、日本経済全体の活性化を狙ったものと理解をいたしておりますが、残念ながらその経路が目詰まりしていたと言わざるを得ない状況にあると考えております。

先ほど申し上げましたとおりこの30年間で様々な課題も生じておまして、経済政策のかじ取りはより一層難しいものになっているというふうに受け止めております。昨年岸田政権が示されました新しい資本主義とグランドデザイン及び実行計画におきましては、積極的な政策関与によって分配の目詰まりを解消しさらなる成長を実現することが基本的な考

え方の一つとして示されているところであります。令和4年度補正予算においても、構造的な賃上げに向けた対策としての人への投資の抜本的な強化と成長分野への労働移動などが盛り込まれ、また先般は異次元の少子化対策として、子ども予算の将来的な倍増に向けた大枠を本年6月までに提示するという方針が示されたところであります。こういったことを通じて成長と分配の好循環を実現されるよう、今後の具体的な政策の進展とその成果を注視していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、経済産業省の経済産業政策の新機軸についての認識についてお答えをいたします。

議員から御紹介いただきました経済産業政策の新機軸につきましては、令和4年6月に基本的な考え方や今後の方向性について中間整理が取りまとめられました。今の状況では最終的な決定には至っていないという状況でございます。その中間取りまとめの中では、グリーン、デジタルなどの社会課題の解決が未来の成長の種になるとの認識の下、社会課題の解決をミッションとして掲げて、政府も民間も一歩前に出て投資を拡大するミッション思考の産業政策を推進すると記載されているところであります。そのために大規模、長期、計画的な支援などの施策を総動員し、日本で停滞している成長投資を他の先進国を超えるペースで拡大することを目指すとしております。

その背景には、世界的に社会課題の解決に政府の役割が拡大していること、過去30年近く日本経済の成長や日本企業の国際競争力が低下し続けてきたことなどを受けて、これまでの経済産業政策を抜本的に見直し、新機軸として政府全体で取り組まなければならないという経済産業省の危機感が表れているというふうに認識をいたしております。

一方で、これらの政策の実現には大規模な財政支出が伴いますが、諸外国と比べて債務残高のGDP比が突出して高いなど、国の厳しい財政状況を踏まえ、積極的な財政支出をするだけでなく、またするためにも財政の健全化の取組を進める必要があるという状況でございます。また、コロナ禍の長期化に加えましてエネルギー、原材料価格、物価高騰などの厳しい経済環境が続いていることを踏まえ、国には当面、経済対策を迅速かつ着実に実行することで国民や事業者の暮らし、事業を守り、経済を立て直すことに全力で取り組んでいただ

く必要があるものと考えております。

国においては、今回の新機軸のような、内容の可否は別にして、中長期的な視点に立って財政健全化と政策課題の両立を図りながら、時々の社会経済の動向に応じて機動的な経済財政運営を進めていかれる必要があるというふうに認識をいたしております。

次に、いわゆるスペンディングファーストについての私の認識についてお答えいたします。

政府の実際の予算編成においては、毎年度の予算編成において必要なサービスの経費を見積もり、それに必要な財源を見積もる際に税など見込まれる歳入が不足する場合には不足分を赤字国債で調達しております。そして、議員の御指摘の予算の執行面に当たっては、この年度内のその時々の収入、支出の差引きで国庫金の現金に不足が生じる場合には短期の資金繰りのために発行できる政府短期証券を発行して現金を調達し、支出を行っているということでございます。こういった事実関係を捉えれば、議員御紹介のスペンディングファースト、租税が納付される前に予算は執行されているという点については、事実関係、時系列の観点で言えばそのとおりだというふうに思います。

租税が財源であるかということにつきましては、法令に基づき年度ごとの歳出、歳入を予算として作成する上で政府の必要なサービスの経費を見積もり、それに必要な租税、社会保険料、国債などの規模を決定しなければならないこと、また国債の償還の当たっては租税、税収により負担することになりまして、必要な財政規模と租税負担との関係を切り離して考えることはできないことから、税は財源であると認識をいたしております。

どのような財政運営を行うべきか、様々な主張がなされておりますけれども、政府におかれては我が国の財政に対する市場等の信任を損なうことがないように引き続き中長期的な財政健全化の取組を継続しながら適切な経済、財政運営を行っていただく必要があるというふうに考えております。

次に、県の当初予算等の編成方針と予算案の特徴及び重点についてお答えをいたします。

来年度の当初予算、そして今年度の2月補正予算案の編成に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対策、そしてエネルギー価格、物価高騰対策に取り組むとともに、島根創生の推進を進める必要が

あることから、当面する課題に切れ目なく対応するために本格予算として編成をさせていただいております。

今回の補正予算では、感染症に加えまして、エネルギー価格、物価高騰といった課題が増えてる一方で、政府からのこれらに対して交付される財源というのは昨年の114億円から51億円に減少している状況にございました。そのため、不用額の活用や事業の見直しなどを行い、その上で財政調整基金の取崩しを5億円追加をすることで対策の事業費財源を確保してるところでございます。

重点を置いた項目といたしましては、まず感染症対策、そしてエネルギー、物価高騰対策の面では、事業者への支援として令和3年度、4年度に創設しました制度融資につきまして引き続き保証料率を引き下げるとともに、売上げや利益率が減少している中小企業者等に向けては国の保証制度を活用しました新たな資金繰り支援に取り組むことといたしております。また、畜産業者の飼料価格高騰への補填金につきましては、12か月分の予算を措置することで今後の事業の見通しを立てていただけるように支援を行ってまいります。そして、1月に終了いたしました県独自の特典付飲食券につきましては、開会日に先議をいただいたとごまごまさせていただきますけれども、3月中旬より40万組、24億円の発行をすることとし、引き続き県内の飲食需要の喚起、下支えを行ってまいります。

次に、島根創生の推進では、この3年間の取組を踏まえた事業の強化を行ってございまして、主なものといたしましては、産業支援の面ではしまね和牛の認知度向上また販路拡大や技術向上の取組を行い、島根大学に創設される材料エネルギー学部と県内産業の連携を促進する取組を支援してまいります。子育て支援では放課後児童クラブのスタッフの養成や保育所などを活用しました放課後児童クラブへの支援を拡充し、暮らしの支援では中山間地域における医療、買物、燃油等の生活機能の維持、確保のため、市町村等の取組を支援してまいります。新しい人の流れづくりでは、島根大学新学部の魅力を県内高校生に発信するために高大連携推進員を追加配置をいたします。

このように感染症対策やエネルギー価格、物価高騰対策という県内の全ての家計また事業者が直面しておられる当面の課題に適切に取り組むとともに、

中長期的な課題でございます島根が抱える人口減少の課題に対しましても島根創生の取組を加速化させ取り組んでいきたいというふうに考えているとでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の現状と課題認識についてお答えをいたします。

これまで一貫して感染症対策の徹底に御理解、御協力をいただいております県民の皆様、事業者の皆様、そして医療や介護の現場でこの業務に当たっていただいております医療、福祉関係者の皆様に改めて心から感謝を申し上げる次第でございます。

第8波の県内の状況につきましては、1月4日に新規陽性者数が過去最多となります1,970人を確認するなど、第7波を超えて高い水準で推移をいたしました。感染拡大に伴いまして新型コロナウイルス感染症に感染された方の死亡も増えまして、2月14日現在、12月以降の死者数は163人に上り、これまでの累計の死者数287人の半数以上を占めるに至っております。現在の感染状況は、2月14日現在、新規陽性者数が人口10万人当たり250人でありまして、10月下旬の水準まで減少し、即応病床利用率も28%でありまして、自然収束に向かっている局面にあるものというふうに認識をいたしております。

続いて、感染症法上の位置づけの見直しにつきましては、季節性インフルエンザと新型コロナは異なりまして、流行に季節性はない、1年間を通じて繰り返し感染の波が発生しているということ、そして感染力がより強く、高く、高齢者や重症化リスクの高い方が多数感染した結果、日本全体としては各地で医療逼迫が生じ、1月には全国で1日に500人を超える死者数が確認されるなど、季節性インフルエンザでは起きないことが起きているということ、そしてこれまでも変異を年間の中で繰り返して、変異を受けた感染拡大を何度も繰り返しているということで、今後どのような流行が起きるか予測が難しいなどの懸念があることから、私としては季節性インフルエンザと同等に扱ったそういう季節性インフルエンザ並みの5類の取扱いにすべきではないと考えておりましたので、様々な場面でそういった旨を表明をさせていただいております。

しかしながら、先月27日に政府はこの新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて、原則として5月8日に5類に移行することを決定されました。この決定に当たりましては、感染症法上

の位置づけの変更に伴いまして、これまで講じられてきました様々な措置について具体的にどう見直すか、具体的にどう見直すかというのは具体的にはどの程度縮小するかということとイコールでございますが、その内容が示されず、患者への対応と医療提供体制については3月上旬をめどに具体的な方針を示すというスケジュールが示されているという状況でございます。したがって、5類に移行することは決めました。ただ、インフルエンザ並みにするのか、インフルエンザ並みにどれくらい近づけるのかということは決まっていないという状況でございます。

また、マスクの着用につきましては、5類移行と併せて検討するとされまして、先般、3月13日から個人の判断に委ねることを基本とする考え方に見直すということが決定をされております。

5類への移行に当たりましては、これまで起こったような医療逼迫や死者数を拡大させないことが求められると考えております。そういった面で、私は以下のような課題があるというふうに考えております。

1点目として、季節性インフルエンザを大幅に上回る感染力を有するという現実に対応するには、季節性インフルエンザ以上のゾーニングなどの施設、設備整備が必要となりますけれども、医療機関につきましては準備期間を取ったとしても駐車場がないとかスペースが狭く別の動線、人の動き、動く線を設けられないといった構造上の制約が克服できませんので、季節性インフルエンザを診察している全ての医療機関で診察できるようになるというふうにもちまた、マスメディアで無責任に報道されているという事実というのはそもそも難しい。それに加えて診療報酬の加算がなくなれば、今発熱外来を行っている医療機関ですら診療をやめかねない。つまり今までよりも医療へのアクセスが制限される事態が生じかねないと危惧をされてることが1点目であります。

2点目として、これまで病院への財政支援によりまして病床を確保して、都道府県が入院調整を行ってまいりました。それでもなお各地で救急を中心に医療逼迫が生じていることを踏まえますと、病床確保や入院調整なしに円滑な入院は困難であると考えられること。これらを踏まえますと、つまり5類の移行によりましてウイルスの感染力は低下いたしませ

るので、医療機関が現在の新型コロナの感染力を恐れずに自然体で患者受入れを拡大させるとは考えられないという認識であります。院内での感染拡大や死者発生の懸念が深刻な中で、5類への移行のメリットと言われております、マスコミで報道されております今まで以上の医療機関で外来や入院を引き受けてもらえるという状況が制度的に保障できているのか不明であり疑問であること。

3点目として、感染状況の把握についてであります。患者さんごとの発生届は完全になくなります。それから、その体制から定点、つまりサンプルとして抽出された一部の医療機関での患者さんの発生状況の把握に移行することが予想されますけれども、高齢者等の重症化リスクの高い方々の詳細な把握や必要な対策が難しくなりますので、死者数の増加を招くおそれがあること。

4点目として、ワクチン接種の対象や回数が縮小されるといった報道がなされておりますけれども、さらに自己負担が発生するようになって接種率が低下すれば、これは死者数の増加を招くおそれがあるということ。

5点目として、高齢者施設、医療機関、障がい者施設、特別支援学校などのハイリスクの方々が入所しておられたり通われている施設については引き続き最大限の感染対策を講じていく必要がございますけれども、これについてどう対応されるのかまだ決まっていないなどの課題があると考えております。

残念ながら政府は、こうした課題に具体的にどう対応するのかということを決めない状況で5類への移行という大方針を決定をされました。現在の状況を踏まえすと、これまでの医療逼迫や死者数を拡大させない措置が具体的に講じられてるとは言い難い状況でございます。

また、年度末、年度初めに人の移動が活発になりますので市中感染のリスクが高まり、より一層マスク着用が個人の感染防止対策として重要になりますけれども、政府が決定されましたこれまでのマスク着用の推奨を緩和するという今般の方針は感染者数の増加を招く性質、性格のものでありますので、先行して決定されました5類移行に伴います医療逼迫や死者数の拡大の懸念をさらに増大しかねないものであるというふうに受け止めております。

政府の方針では、5月8日の5類移行につきましては、移行前に専門組織において最終確認をすると

いうふうに決定されておりますけれども、今申し上げました懸念やこの危惧が現実のものとなれば、5月8日の前に9波が到来し、感染者数や死者数の増大を招き、結果として5類への移行ができなくなる可能性もあると考えております。県といたしましては、全国知事会とともに現場の実情を踏まえた課題を整理し、医療逼迫や死者数を増加させることなく円滑に5類へ移行できるよう万全の対策を講じられるよう政府に対して求めていく考えであります。

次に、過疎地域における基本所得の保障についての所見をお答えいたします。

議員から御提案のありました過疎地域に住む方々に対します基本所得の保障につきましては、居住地域を限定した形でいわゆるベーシックインカムを導入し、その地域の人口維持を図ってはどうかという御提案と受け止めております。

このいわゆるベーシックインカム、基本所得の保障につきましては、一般的に全ての人に無条件で継続的に現金を支給することで特定地域における所得面での不利な条件が緩和されるなどのメリットがあるとされております。一方で、必要となる財源をどう確保するのか、社会保障制度との調整をどう行うか、勤労意欲の低下を招くのではないかなどの検討すべき課題も多いとされておるところでございます。

議員御提案の過疎地域に住む方々に限定して基本所得を保障する場合においても同様な課題が生じることになりますので、これらの課題を一つ一つ解決していくことが必要となるため、その実現は議員からもお示しのおり大変厳しいものと認識をいたしております。

そのため、当面は若者の流出によりまして特に深刻な人口減少、高齢化に悩んでおります過疎地域におきまして必要な施策を十分に展開できるように、1点目といたしましては国において地方交付税などの一般財源を十分に確保するとともに地域の実情を踏まえた支援策を講じること、2点目といたしまして過疎地域の地場産業や生活環境の整備、産業振興、雇用創出につながる事業を実施するために必要な過疎対策事業債の必要額、所要額を確保していくこと、そして3点目として農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続を支援する制度であります中山間地域等直接支払制度の予算をきちんと確保していくことなど、引き続き国に求めていくことを通じまして、市町村と連携して過疎対策にし

っかり取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

次に、国の原子力政策の転換についてお答えをいたします。

近年、エネルギーの安定供給が脅かされるリスクが増大をいたしております。例えば2018年の北海道胆振東部地震の際に発生しました大規模停電、いわゆるブラックアウトや2020年度冬季以降に幾度となく発生しております電力需給逼迫、さらに2022年2月の、昨年2月のロシアによるウクライナ侵攻を契機とした原油やLNGなどのエネルギー供給の減少や円安の進行に伴います電気料金、ガス料金などのエネルギー価格の大幅な上昇などが家庭や産業に大きなダメージを与えているという状況でございます。

政府はこうした状況を踏まえまして、いわゆるGX会議を設置しまして、安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換を実現するための方針を取りまとめられました。この方針の中で原子力政策については、原発活用による電力の安定供給の確保や地域振興など、立地地域の課題解決に向けた取組の推進を国の責務と明記した上で、原発の運転期間の追加的な延長やその前提となる安全対策を盛り込んだ法案が今国会に審議される予定であります。

こうした国の政策判断についての私の認識でありますけれども、既存の原子力発電所を可能な限り活用することで国民の電力供給負担を抑えようと考えられた結果、これまでの方針の継続は難しくなったというふうに理解をいたしております。家計や事業者が置かれている今の厳しい経済環境においてはやむを得ないものと受け止めております。同時に、将来的にエネルギー情勢などが改善し、家計、経済、社会に余力が戻ってくれば方針を元に戻すべきであるとも考えております。そして、より長く原子力発電所を活用するという事は経年劣化に伴うリスクは確実に高まりますので、政府には安全対策や避難対策への支援強化を求めていかなければなりません。原子力規制を独立して一元的に担う原子力規制委員会においては、政府から独立した法律上の立場を十二分に生かして、これまで以上に厳格な審査を行い、その職責を果たされる必要があるというふうに考えております。また、政府として地元理解を得て原発の稼働、再稼働を進めたいというふうに考え

られるのであれば、特に立地周辺自治体が行っている避難対策の実効性を向上させる取組に対して財政措置を含めた十分な支援と協力が必要であり、政府に対してこれらの内容の実現を求めていく考えであります。

最後に、この4年間の総括と次期の島根県政に向けての所信についてお答えをいたします。

私は知事就任以来これまで4年間、島根創生の実現に向けまして現場主義また県民目線ということの基本としまして、その時々で自分なりに最善と考えることを取り組んでまいりました。令和2年度から島根創生に本格的に取り組む矢先でありましたけれども、我が国におきましても新型コロナの感染拡大が発生をいたしました。また、今年のウクライナ侵攻、また円安の進展によりましてエネルギー価格、原材料、物価の高騰などに伴いまして、現在に至るまで新型コロナの対応また物価高騰対策など、県民の皆さん、家計、事業者が直面しておられます喫緊の課題に取り組んでまいりましたとこであります。

一方で、こうした状況にありましても島根創生計画を策定させていただきまして、この計画に沿った施策を進め、島根創生を実現するために魅力ある農林水産業づくり、また物づくり産業、IT産業などの力強い地域産業づくり、結婚、出産、子育てへの支援の充実、中山間地域、離島の暮らしの確保や地域振興を支えるインフラの整備、若者の県内就職やUターン促進の促進、生活の基盤となります保健・医療・福祉の充実などに取り組んでまいりました。

農業では、水田園芸など、収益性、生産性を向上させる取組が徐々に拡大をいたしまして、新たな担い手も年々増加をいたしております。

畜産では、関係者の御尽力によりまして、第12回全国和牛能力共進会の肉質を競う部門で全国1位を獲得していただいております。

林業では、関係業界の意欲的な取組を支援し、就業者数、原木生産量ともに増加をいたしております。

水産業におきましても、県独自の給付金制度を設けることなどによりまして新規就業者数が増加をいたしております。

物づくり産業では、島根大学を中心に世界水準の先端金属材料研究を行いますいわゆる次世代たたらプロジェクトを推進しまして、県内初の工学系学部となります島根大学の材料エネルギー学部の創設、

また定員の増加にもつながったところであります。企業立地の支援を通じまして新たな雇用の創出のほか、地元企業の立地移転につきまして雇用者数の要件緩和を行い、従来では支援できなかった地元企業によります小規模な投資計画につきましても支援を行ってきたところであります。

子育て支援では、放課後児童クラブの受入れ数が当初見積もっておりました待機児童者数を大幅に上回る増加となっております。開所時間の延長も広がっております。子ども医療費の助成につきましては、市町村にも積極的に取り組んでいただき、対象者が県内全体で小学校6年生まで拡大をし、中学生についても全市町村で何らかの支援が行われるなど、子育て環境の整備が進んできたところであります。

社会インフラの整備におきましては、山陰道におきまして益田西道路の須子小浜間、そして益田田万川道路の小浜田万川間が新規事業化されまして、有料高速道路の4車線化におきましては山陰道の米子西安来間、そして浜田道の大朝旭の間の一部につきまして新規事業化がされました。

また、中山間地域、離島におきましては生活機能を確保するための住民主体の実践活動が進められておりまして、取組が対象地域の半数以上に広がるなど、着実に進展をいたしております。

もちろんこういったこれまでの取組や成果につきましては、コロナの長期化の影響もありまして十分とは言えない部分もありますけれども、県民の皆様、市町村の皆様、そして県議会の皆様の御理解、御支援の下で着実に前進をしているものと受け止めているところでございます。

一方で、本県の最大の課題であります人口減少対策は、道半ばの状況でございます。これに歯止めをかけるためには、県内産業の活性化による所得の向上、具体的には魅力ある仕事の増加を促進して若者の定着を進め、結婚や子育ての希望がかなえられる環境を整えるとともに、社会情勢やデジタル化の進展なども踏まえて生産性の向上や将来を見据えた取組が必要であります。そして、これらを実現するためにもインフラの整備や医療、介護、福祉、教育の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で住み続けられる地域づくりを進めていく必要がございます。

引き続き島根創生が目指します「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を実現するために力を

尽くし、この4年間で進めてきた流れを止めることなく加速をさせ、オール島根で前に進めていく必要がございます。そのためにも長らくコロナ禍とエネルギー価格、物価高騰への対策を適切に講じながら、この島根の暮らしを守り育て次の世代に引き継いでいく島根創生に全力を挙げて取り組んでいく決意であります。私からの御答弁は以上であります。

▼○議長（田中八洲男）▽ 太田政策企画局長。

〔太田政策企画局長登壇〕

▼○政策企画局長（太田史朗）▽ 私からは、デジタル田園都市国家構想をどう島根創生計画に取り込むのかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、デジタル技術は各施策を進めるためのツールであり、これにより島根創生計画の目的や基本的な施策の方向性は変わるものではないと考えております。

県では、令和4年3月にデジタルの利活用による島根創生の推進などを目的にICT総合戦略を策定し、様々な分野でデジタルの利活用を進めていくこととしております。例えば産業分野では、ICTを活用した円滑な木材流通体制の構築、専門家派遣や設備助成などの中小企業のデジタル技術の導入支援や人材育成など、事業者の生産性向上や業務効率化、新サービスの創出に向けた取組を支援しております。また、結婚、子育て分野では、コンピューターマッチングシステムしまコの自宅閲覧機能等のついたしまね子育て応援パスポートこっころをスマートフォン等で表示できるアプリの導入など、利用者の利便性向上を図り、サービスの利用拡大につなげております。保健、医療、介護分野では、しまね医療情報ネットワークまめネットの機能の充実とさらなる普及、介護ロボットやICTの導入支援など、サービスの質の向上などに取り組んでいるところで

す。今回の国の方針を受け、従来の県の総合戦略にICT総合戦略を加えた全体を県のまち・ひと・しごと創生総合戦略と位置づけまして、引き続きデジタル技術を活用しながら島根創生の取組を加速させてまいります。

▼○議長（田中八洲男）▽ 旗野総務部長。

〔旗野総務部長登壇〕

▼○総務部長（旗野敏行）▽ 島根原発2号機及び3号機が仮に稼働した場合の核燃料税についてお答えいたします。

令和3年度の核燃料税の税収は、1号機と2号機を合わせて年間約7億5,000万円となっており、令和4年度についても同額を見込んでおります。2号機が仮に稼働した場合、現行条例の税率で試算いたしますと年間約4億円の増収となり、年間の税収は1号機と合わせて11億5,000万円と推計しております。次に、3号機につきましても同様の試算をいたしますと、初年度は燃料を全量装荷したとして約56億円となりますが、それ以降順次燃料の取替えが行われるようになる段階では年間約13億円の増収と推計しております。

また、現行制度では核燃料税収入の20%相当額を立地市と周辺3市に交付することとしております。なお、周辺3市につきましては、令和4年度からそれぞれの交付割合で計算した金額が設定した基本額に満たない場合、基本額を保障しているところで

▼○議長（田中八洲男）▽ 奈良防災部長。

〔奈良防災部長登壇〕

▼○防災部長（奈良省吾）▽ 島根原発2号機、3号機の審査の状況についてお答えします。

島根原発2号機につきましては、令和3年9月に設置変更許可が出され、その後県では昨年6月に安全協定に基づく事前了解を行ったところですが、現在は設計及び工事計画と保安規定の審査が行われているところです。設計及び工事計画の審査では、設置変更許可で決まった基本的な方針、例えば地震対策であれば、基準地震動を定めて、想定される最大規模の地震でも重要な機器が壊れないようにするといった方針ですが、その方針に基づき、機器の耐震設計がなされているかなど、ハード面の詳細な設計内容が確認されます。現在、原子力規制委員会においては設計及び工事計画について約400回のヒアリングや6回の審査会合が行われ、防波壁の耐震性や原子炉格納容器の耐圧性能などが確認されており、今後フィルタベント設備の耐震性などについて確認が行われる予定です。

また、保安規定については、設置変更許可で決まった方針、例えば重大事故時にはフィルタベント設備を使用するということになってはいますが、その方針に基づいた設備の操作手順や操作のための人員体制など、原発の運転に必要なソフト面について今後審査が行われることになっています。

なお、議員御指摘のように、中国電力は設計及び

工事計画等の補正書を何度も提出しておりますが、設計及び工事計画と保安規定については設置変更許可申請と同時に申請されておりますので、設計及び工事計画の審査を受ける段階でその内容を設置変更許可で変更された内容などに合わせるため、項目ごとに分けて補正書を提出しているものと認識しております。

次に、3号機については、県が申請することのみを了解したことを受け、平成30年に中国電力は設置変更許可申請を行ったところですが、その後概要説明等を行い、昨年は審査会合で原子炉内の物理現象を解析する計算プログラムの確認が行われるなど、審査が継続しているところです。

▼○議長（田中八洲男）▽ 藤井地域振興部長。

〔藤井地域振興部長登壇〕

▼○地域振興部長（藤井洋一）▽ 初めに、中山間地域対策がさらに困難な局面を迎えていることに対する認識についてお答えします。

議員御指摘のとおり、中山間地域では若年層の流出が継続し、少子高齢化の進行も伴って、小規模で高齢化が進む集落が増加しています。中山間地域の人口の推移を見ますと、平成25年からの10年間で中山間地域全体では5万2,573人、12.9%の減少となっております。この間の15歳から64歳までの生産年齢人口の推移を見ますと、同じく10年間で4万8,311人、21.8%の減少となっており、生産年齢人口比率は平成25年には54.4%でしたが、令和2年には49.6%と50%を下回り、令和4年には48.8%まで低下しております。また、地域によっては20代の住民がいない地区もあるなど、若い世代が非常に少なくなっているところも見られます。こうした状況を踏まえ、今後は中山間地域の担い手不足がより深刻化し、さらに厳しい状況に直面するものと認識しております。

次に、中山間地域の生活機能維持、確保のための施策の意図についてであります。

今年度実施しました住民生活実態調査では、調査に御協力いただいた約7割の方が居住地である平成の合併前の旧市町村内の医療機関、スーパーや商店、ガソリンスタンドなどの施設を利用しておられます。一方で、将来5年後に居住地域において公共交通機関や医療機関、食料品店等が心配なく利用できるか不安と感じている方の割合が高いことが明らかになりました。実際に中山間地域の生活機能の確

保状況を旧市町村単位で見ますと、日常生活に必要な生活機能を担う施設などが1か所あるいはない地域も多く見られる状況となっております。

こうしたことから、今後も中山間地域で生活する上で重要な医療、買物等の生活機能を住民に最も身近な市町村の方針を踏まえて将来にわたり維持し、住民がサービスを利用できる環境整備が必要であると考えております。これまで市町村と連携して進めてきました住民主体の取組については継続しつつ、今後は行政がより関与しながら旧市町村単位の生活機能を維持、確保し、周辺の地域もこの機能を利用するための対策を検討し、できることから実施していく考えです。

このような考え方から、来年度につきましては中山間地域のガソリンスタンドの改修支援についての制度創設を当初予算案において提案させていただいております。今後も人口減少が進む中山間地域において安心して住み続けることができるよう取組を進めてまいります。

次に、地域運営の仕組みづくりの単位についてであります。

議員御指摘のとおり、今後もしばらくは人口減少は避けられず、地域の担い手不足により一つの公民館エリアでは地域の課題解決が難しい状況に直面することが予想されます。このため、令和2年度から人口の少ない複数の公民館エリアが連携して小さな拠点づくりに取り組み複数連携モデル地区を選定して、他地域のモデルケースになるよう重点的に支援をしております。このモデル地区に選定した4地区のうち、江津市桜江地区と邑南町阿須那、口羽地区では、その取組範囲が旧桜江町、旧羽須美村と一致している状況です。今後このモデル地区においてどのように小さな拠点づくりを進めているのか、その取組の過程なども含め、市町村と連携して検証を進めていくことにしております。

議員から御提案がありました今後の地域の姿を見据えた地域運営の仕組みづくりにつきましては、その検証結果や将来の人口構成など地域の実情を踏まえながら、市町村の方針に沿って取組が着実に進むよう支援していく考えであります。

次に、地域運営組織の活動経費の財政基盤に対する県の考えについてであります。

地域運営組織の活動経費につきましては、全国の地域運営組織を対象とした調査においても、約6割

の組織では市区町村からの補助金や交付金が最も大きな収入源になっています。また、県内では地域運営組織の活動拠点である交流センターや温泉施設の指定管理業務、地域に水道検針業務等を市町村から受託し収入を得ている地域運営組織もあります。このほか自主財源を確保するため自ら稼ぐ取組として、米や野菜などの農産物の生産、販売、地域の産品を活用した特産品の開発などといった事業に取り組んでいる組織もあります。こうした取組に対しては売れる商品づくりの段階ごとに専門家への相談や補助金など支援を行うスモールビジネス育成支援事業を活用して支援しており、例えば安来市比田地区のえーひだカンパニーでは地元産の米粉や野菜を使用したパンの商品開発、大田市志学地区の志学まちづくり協議会では三瓶そばのそば打ち体験事業の実施などに取り組んでおられます。

県としましては、地域運営組織の取組を持続可能なものとするため、活動事例の紹介や情報提供などを行うほか、地域運営組織が自主財源を確保するための取組を引き続き支援してまいります。

最後に、島根原発2号機並びに3号機が稼働すると仮定した場合の交付金の見込みについてお答えします。

島根原発2号機の電力移出県に係る交付金は、現在運転停止中であるため、稼働率を割り落として算定しており、再稼働に伴い割落としがなくなることから、年間で約4,000万円の増額となり、総額約2億8,000万円となることを見込まれます。加えて立地道県等に一度限り交付されます原子力発電施設等立地地域基盤支援事業交付金が総額10億円交付されます。また、2号機で核燃料サイクルに基づきいわゆるプルサーマルを実施する場合は、燃料を初めて使用する際に国から県に対して総額60億円が交付される核燃料サイクル交付金があります。

次に、将来的に3号機が稼働すると仮定した場合は、初期対策に係る交付金が運転開始をもって終了するため、約4,000万円の減額となります。一方で建設中は発電量を2分の1として算定していた電力移出県に係る交付金が稼働後は割落としがなくなることから、年間で約2億円の増額となり、現在3号機に対して交付される約2億4,000万円の交付額が総額約4億円となることを見込まれます。

これによりまして2号機、3号機が稼働した場合の恒常的に交付される交付金は現在の4億8,000万

円が年間で総額 6 億8,000万円となることが見込まれます。

▼○議長（田中八洲男）▽ この際しばらく休憩し、午後 1 時から再開いたします。